

## 行政手続法に基づく意見公募手続の目的

命令等を定める過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって、国民の権利利益の保護に資すること

## 行政手続法に基づく意見公募手続の対象

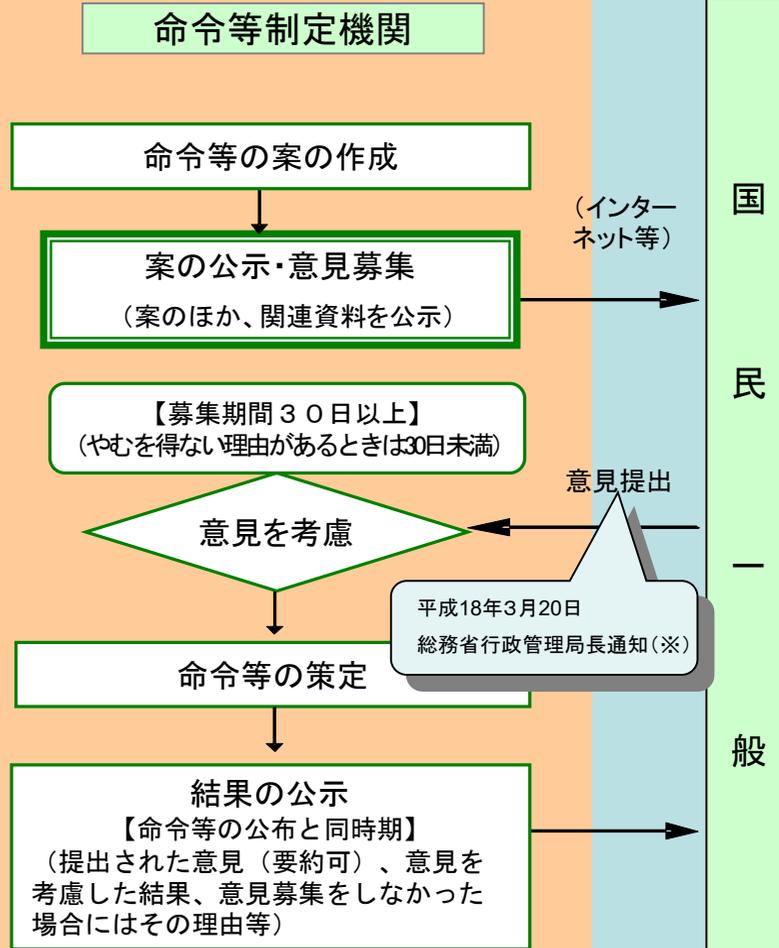
対象：命令等

- ① 政令、府省令等
- ② 審査基準、処分基準、行政指導指針

(注1) 地方公共団体が定める規則、行政機関の内部組織・相互の関係等を定める一定の命令等については、意見公募手続の対象となる命令等から除外。

(注2) 命令等の性質、個々の具体的事情等から、手続を義務付ける必要性や合理性が認められない一定の場合に義務付けを解除。  
(例) 緊急・事務遂行の支障、軽微な変更等

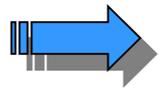
## 行政手続法に基づく意見公募手続の流れ



※ 個々の案件に応じ、外国人等が利害関係者と認められる場合には、速やかに日本語訳の提出がなされる条件の下で、他言語による意見提出を認めることが検討されるべき

# 法令適用事前確認手続(日本版ノーアクションレター制度)

民間企業等が、自己の事業活動に係る具体的行為に関して、法令に抵触するかどうかを、あらかじめ当該法令を所管する行政機関に確認できるようにするもの



- ✓ 特定の法令を所管する行政機関に、その見解を問い合わせ可能
- ✓ 法令を所管する行政機関は、回答・公表

## 【対象】

民間企業等の事業活動に係る法令のうち、

- ① 申請に対する処分の根拠を定めるものであって、罰則の対象となるもの
- ② 不利益処分の根拠を定めるもの

など

## 照会者



- ① 照会書(電子メールを含む)を提出



- ② 原則として、照会があつてから30日以内に、書面(又は電子メール)により回答

## 各行政機関



対象となる法令は、各行政機関のホームページ上で公表

- ③ 回答後原則として30日以内に、各行政機関のホームページにおいて照会・回答内容を公表

